

さいたま市自治基本条例検討委員会
第6回会議 市民部会検討の記録

日時	平成22年10月25日(月) 18:30~21:30
場所	さいたま市大宮区役所南館301会議室
参加者 ※敬称略	〔委員〕計8名 中津原 努／古屋 さおり／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／富沢 賢治／ 細川 晴衣／吉川 はる奈 (欠席者:伊藤 巖／小林 直太) 〔事務局:さいたま市〕計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 〔地域総合計画研究所〕計1名 松岡 宏 〔傍聴者〕0名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1. 第3回及び第4回意見交換会の振り返り 2. 自治基本条例について(各テーマの検討) 3. 議会・行政部会との情報交換 [公開]
配付資料	・次第 参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 第3回・第4回意見交換会の振り返り

(中津原部会長) 第3回では市民活動推進委員会、第4回ではさいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換を行ったが、その振り返りとして感想や意見を発表してほしい。

(小野田委員) 「市民参加」や「協働」については、条例で規定することはできても、実施面でかなり難しいところがあるとの意見が第3回意見交換会であった。市民参加や協働の実現に向けて、人を育てることが必要と感じた。マッチングファンドは周知が不十分なところもあり、協働の実績があまり出ていないと感じた。協働の形態として官と民のほかに民と民との協働があるが、これからは民と民の協働も積極的に取り組んでいく必要がある。市民活動は、特にリーダーが活動をまとめていけばかなりのことが出来るのではないかと。成功の条件は人材育成と思うが、人材育成をどのように条例に盛り込めるかが課題と思う。また、市民活動推進委員会の提言書に出てくる補完性の原則については、この委員会でも議論を深める必要があると感じた。

(中津原部会長) 協働の定義はされているが、実績が上がっていないことが課題だと思う。その原因は、市民側と行政側の両方にあると考えるが、意見交換会では議論を深められなかった。マッチングファンドについても、市民側の理解が十分でないこともあるだろうが、市民側と行政側のニーズが上手く合わないなど、そのメカニズムにも問題がありそうな気がしている。市民活動及び協働の推進条例では、市民参加に関する規定と比べ、行政との協働について具体的に規定していないように感じるため、今後の課題として、自治基本条例でどのように補強していくかが論点と感じている。

(内田委員) さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換で参加者の方が自治会の課題を最後の方で話されたが、自治会についての検討は私も重要と思う。自治会役員の若返りということも意見が出たが、歳をとっても元気な人もいるし、若い人でも限界がある人もいる。

- (中津原部会長) 自治会についての話も出たが、実際は市から様々な依頼が降りてきて、それで手一杯というところもある。自治会については、福祉などの分野でテーマ型コミュニティとの連携という考え方を入れていくという方向もあるかもしれない。自治会との意見交換の目途は立っていないのか。
- (事務局) 実施方法や参加者の集め方などについて自治会連合会の会長と相談している。
- (中津原部会長) 地区計画の作成など、まちづくりではきめ細かなルールを住民主体で決める制度があるが、その区域が自治会の区域と一致しているところでは、住環境を保全するまちづくりのルールを定めるなどの活動に自治会が対応しやすい。人の動員や周知の面とか、いろいろなことが一緒にやれる。ところが、まちづくりを考える区域と自治会の区域がずれていたり、区域のある一部だったりすると、自治会では対応が難しいことがある。しかし、先進的な取り組みを行っているところもある。自治会については、市から頼まれる仕事をいかに軽減していくかなど、考えていく必要はあるかもしれない。
- (吉川委員) 自治会のリーダーは、住民にいろんなものを配布したり、募金活動などきめ細かい地域活動を行ったりしていて、重要な役割を担っていると思う。地域に住まう人たちを守っている活動だ。地域の様々な課題の解決に向けて、自治会がその入口となる組織と感じている。
- (小野田委員) これからのことを考えると自治会の位置付けは重要だと思うので、どのように考え、条例に反映していくか、重要な論点と思う。
- (中津原部会長) さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所の方々との意見交換会についての感想はどうか。企業活動そのものが地域と結びついていることも多いと思う。
- (内田委員) 女性の活動について聞いたが、女性の参加者もいるとよかったのではないかな。さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所の人たちは、どの程度まちづくりに参加しているのか。
- (事務局) 積極的に参加している。学校教育、福祉、地域のイベントなど、いろいろなものに取り組み、地域の人たちと一緒に活動している。
- (栗原委員) 青少年に対してもいろいろ活動している。特に次代を担う青少年をどう育てるのかという点が、さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所の人たちの話から、熱く伝わってきたと思う。しかし、組織的には役員が1年間で代わるので、継続性で難しい面もあり、他の主体との連携にも厳しいものがあると感じた。活動を考えれば、コミュニティの視点から自治会などと組んで取り組むことも可能だと考えた。
- (中津原部会長) 市民と協力し合って活動するとか、地域住民を巻き込みながら活動するといったことは少ないように感じた。
- (栗原委員) そういう点では、自治会と協働するという点もテーマになると思う。
- (内田委員) 役員がどんどん代わることのメリットもある。長いとマンネリになったりすることもある。
- (中津原部会長) 自治会については、役員の代わり手がないという事情もある。
- (小野田委員) 市民活動推進委員会との意見交換会では、2007年問題として団塊の世代が定年退職して地域に戻って来ると言われていたが、その割には地元で活動をする人が地域に現れていないという話も出ていた。
- (内田委員) 協働の取組として、互いの活動を金額に換算する方法をとるという話があったが、東京都稲城市では、高齢者がボランティア活動をして、ポイントがお金に換算される。

- (中津原部会長) 企業が市民と協働してどのようなことができるのか、という話があると良かった。市民にはできない、企業ならではの貢献の取組としてどのようなものがあるのか、など。
- (内田委員) 会社の周りを掃除するとか、地域のお祭りなどのイベントに参加するなどとは違う貢献の仕方はないか、ということか。
- (細川委員) 埼玉中央青年会議所の方が、「青少年」という言葉を使う時には、子どもという既成概念を外して、15年、20年先を見て考えた方がよいと言っていたが、埼玉中央青年会議所の人たちは20歳代から40歳代のことを言っていたのか。それとも、もっと小さな小学生、幼稚園生とか、この子たちを将来の自治の担い手の一員として、市民として定義した方がよいという意見だったのか。
- (中津原部会長) 三宅委員も以前同じようなことを発言していた。もちろん排除することはないから、子どもも含めて良いと思う。
- (小野田委員) 市民活動推進委員会との意見交換会では、市民という枠から漏れることのないように、市民の範囲を十分検討してほしいという意見が出ていた。
- (内田委員) 市民活動推進委員会との意見交換会では、市民、議会、行政の見方では狭いのではないかと意見もあった。古屋委員からメールで紹介された「神戸地域ビジョン」に出てくる六角形の考え方(地域社会を構成する市民、行政、政治・議会、企業・起業家、大学・研究機関、NPO・市民活動の関係を六角形で示したもの)で考えるか。
- (中津原部会長) 市民の中身を一つに束ねるか、それとも細かくばらしてアクターを増やすか、どちらが説得力があるかということではないか。市民の構成要素をばらして考えるということか。
- (古屋副部会長) この六角形の図が良い点は、市民を網の目で拾うために六角形で考え、真ん中の部分にコーディネートする機関や人がいれば、何かの問題を解決するとき、人や組織が集められる状況をイメージしやすいと思ったため。
- (小野田委員) この六角形では、自治会、または、自治会長は市民の共同体の中に入るのか。自治会をもっと重視して良いのではないか。
- (古屋副部会長) 市民のところに入ると思う。
- (小野田委員) 地域の問題解決にはNPOとかがクローズアップされ、自治会という存在があまり表に出てこない。今後は、自治会がもっと表にクローズアップされてもいいのではないかと考えている。
- (古屋副部会長) 区民会議をどこに入れるか。自治会は市民のところを書けば良いが、区民会議がそこに入るのかどうか悩んでいる。

2. 検討シート(たたき台)の発表・検討

(1)自治基本条例の目的・必要性(共通テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- ・この条例は、本市の市民自治の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とします。そのためにこの条例は、本市における自治の理念と原則を示し、市民、議会、行政の三者の役割と責務を明らかにします。

【考え方・解説】

- 1 自治基本条例が必要とされる背景として、つぎのような時代状況があります。
 - ・地方分権改革の一連の動きのなかで、今日あらためて、暮らしやすい地域社会とは

何か、自治とは何か、市民と自治体の望ましい関係は何かという問題を明らかにする必要が生じています。

- ・私たち市民は地域社会の抱える課題を解決する主体が市民であることを再確認し、私たちの意志が市政に反映するよう、情報共有、参加及び協働を強める必要があります。

2 つぎのような効果が期待されます。

- ・自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。
- ・「市民自治」に関して、市民、議会、行政などの各主体の意識が向上し、より良い関係のもとで市民自治の内実が豊かになる。

3 そのために条例ではつぎのことを定めます。

- ・地方分権時代における本市の位置づけを明らかにするとともに、市民自治の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定めます。
- ・自治の視点から区とコミュニティの役割を明確に定めます。
- ・自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めます。

【富沢委員・吉川委員からの発表】

- ・ 目的と必要性は分けた方が良くと考え、目的を「条例案骨子」に、必要性を「考え方・解説」に記載した。
- ・ 骨子案を検討するに当たり、重要な用語については、混乱を避けるため、定義を私案であるが一応メモを付けた。
- ・ 【考え方・解説】では、自治基本条例が必要とされる背景、理由を記述するものとした。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 目的のところの本文は良いと思う。

②【考え方・解説】

- ・ 3の「そのために条例では次のことを定めます」の3つの文章は「条例のコンセプト（基本的な考え方）」と同じ表現になっているが、「人づくりの視点を含めて定めます」というのは、定め方のことではないか。
- ・ 「自治を担う人づくりの視点を重視します」と改めるかどうか。
- ・ 「定める」といえば「人づくりのための方針や方策を定めます」ということであり、どのような方法で人づくりをしていくかということを決めるということだと思う。

(2)自治の基本理念(共通テーマ)

〈たたき台〉

【条例案骨子】

さいたま市民は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民自治は、市民による、市民のための統治であり、市民が自治の主体であることを意味します。
- (2) 市民の信託に基づいて市政があります。
- (3) 市民と市政の良好な関係が、市民自治を支えます。

(4) 市は、国及び県と対等な立場に立って、協力関係に基づく自律的運営を図ることによって自治体としての自立を確保します。

【考え方・解説】

(1) 市民は、自らが自治の主体であることを自覚して、市民による市政の確立を目指します。

(2) 市民は、地域社会の課題を自ら解決することを基本として、地域社会における自治の一部を市の議会と行政機関に信託しています。

(3) 市民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と行政に委ねているわけではありません。市民の福祉が実現されるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。

(4) 市民が市政に主体的にかかわるためには、①市政に関する情報の共有、②市民の参画の下で市政の運営、③公共的課題の解決のための協働、④自治を担う人づくりが必要とされます。

(5) 市民と議会と行政との良好な関係が、市民自治の基軸となります。市民自治を実現するためには、市民と議会と行政は、それぞれの果たすべき役割と責任を明らかにして、自らを律し相互に連携する必要があります。

【富沢委員・吉川委員からの発表】

- ・ 共通テーマとなっている「自治の基本理念」では、「自治」の基本理念なのか、それとも「自治基本条例」の基本理念なのか、悩んだところである。「自治の基本理念」とあるので、「条例」の基本理念ではなく、「自治」の基本理念ということで考えた。自治基本条例の基本理念ということになるとまた別の記述になるのではないか。

【意見】

- ・ 「自治」の基本理念としてはこれで良いと思う。

(3)協働(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- 1 市は、協働を推進するための仕組みを整備します。
- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報を収集・提供し、交流を支援し、相談・研修等の機会を確保します。
- 3 協働の推進に当たって市は、市民の自発的な活動を支援するとともに、市民の自立性を損なわないように努めます。

【考え方・解説】

(1) 協働は、市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割分担にもとづき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことを言います。

(2) 効果的な市政運営のためには、市民と市の積極的な協働が必要となります。

(3) 市民と議会または行政が、互いの特性を発揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働によるまちづくりをすすめます。

(4) 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自

立性が損なわれてはなりません。

【富沢委員・吉川委員からの発表】

- ・ 市民と行政の協働についてのみ条例骨子案を考えた。市民と市民の協働については触れていない。

【意見】

- ・ 市民と市民の協働の話もある、あるいは市民と企業の協働もある。このような民間同士の協働については自由で自発的なことが原則となるが、条例でどのような視点から規定するかが検討課題と思う。
- ・ 行政と市民の協働は、市民の自立性を損なわないように努めること、自発的な活動を支援するというのとは、趣旨が違う感じがする。古屋委員が六角形で示したようなことまで含めて、また、市民と市民の協働が重要という観点も、【考え方・解説】のところに1項目入れておいたほうが良いのではないか。
- ・ 市民と行政の協働について、市民から協働が必要だと行政に提案し、協働してくれと言っても、行政のほうでそれに応えなければ協働は成り立たない。それに対し、何か有効な手立てがないか。
- ・ 「協働を推進するための仕組み」の整備だけでは弱い気がする。
- ・ 市民から行政に対して提案があった協働については、行政はその検討経過及び結果、理由をこたえる応答義務、説明責任があることを記述する必要があるのではないか。
- ・ 行政側に応答義務がないと、新しいニーズに対応した提案を市民がいろいろ考えて行っても、全て門前払いになってしまうことが危惧される。
- ・ まずは応答義務があるべきで、その次の段階で協働の場が必要になるのではないか。

(4)参加(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- まちづくりに参加するための多様な機会を、主体的に利用できる
 - ・ 市民は、行政の所有する情報の共有をした上で、議員による代弁や議会の傍聴、公募委員、市長への提案制度、タウンミーティング、パブリックコメント、市民活動団体と行政の協働事業、区民会議、住民投票、などによって、まちづくりに参加することができる。
- 市民が、身近で気軽に参加できる方法を検討する
 - ・ 議会を土日又は夕方の開催にする、インターネットを利用したパブリックコメントの募集、税金の一部の使い道を選択できる制度作り、市民活動促進、身近で気軽に参加できるコミュニティ作りなど、市民の主体的参加を促す方法を検討する必要がある。

【考え方・解説】

- ・ 選挙だけではない、議会や行政への市民参加が、重要である。
- ・ 市民の多くの人が、参加の仕組みが分からないために、市民の力が発揮されていない。まずシステムの明確化と、情報の共有が必要。
- ・ より多くの市民の声を、行政に届け、反映させ、結果の説明をすることが、市民の主体的参加の促進につながる。

【内田委員・古屋委員からの発表】

- ・ 骨子の「○市民が、身近で気軽に…」にある、“インターネットを利用したパブリックコメント”は、国の方でも取り組んでいるように、予算編成過程の透明化、見える化を進め、市民の声を予算編成に反映させる試みをイメージした。“税金の一部の使い道の選択ができる制度”とは、市民の声で選択して使うことができたかどうかという意味である。
- ・ いろいろな人が意見を言える場を提供することが課題。議会基本条例では抽象的にしか書かれていないので、議会への市民の意見反映・参加についても記述した。さいたま市になってから議会・行政は身近でない、身近な参加の必要性がある。

【意見】

- ・ 参加を考える上で、「参加」と「協働」の使い分けが必要ではないか。厳密に区別できないが、「協働」と「参加」とではどう違うか、どこの部分を言っているのかということの定義が必要。「参加」というのは行政の実施していることに対し、そこに加わって意見を言う、異議を申し立てるといった行政の施策ありきの概念であると思う。その次のレベルとして、初めから行政と市民が対等な立場で協働してやる、そういう2段階の考え方があると思う。
- ・ 参加の形態でも、議会に参加するという参加の方法と身体を使って参加する方法と2種類ある。それを分けて考えて、対応する手立てを考えることが必要だと思う。
- ・ 行政への参加は、市の政策、企画立案から事業の実施等の各段階で、いろいろな参加の形態があって良く、市民が市政に主体的に関わり行動することであり、その辺を分かりやすく記述してはどうか。
- ・ 意見交換会で、「子ども、認知症などの孤立している人、高齢者を代弁する人（後見人）の参加も必要である。参加した人が緊張しないで話し合えるような、声の小さな人たちが意見を言えて、それが反映できるようなコミュニケーションの仕組みが必要」と指摘されたが、そのような意見にどのように応えていくか。
- ・ 多くの市民が参加したり、協働したりすることが、今のニーズに対応した市政や市民自治にするための役に立つと思う。だれでも参加でき、行政・地域担当の人もいて、地域問題の解決できる場をどのように作るかが課題であると思う。

(5)国や地方自治体との関係(共通テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- 国や地方自治体（海外含む）との対等で協力的な関係
 - ・ 市は、主権を持っており、国や県、他の自治体と、対等で協力的な関係を築く。
 - ・ 市は、国や国際社会における役割を認識した上で、市民の意思を尊重し、交流・協力・連携に努めるものとする。
- 自然豊かな環境と健康と平和を守る
 - ・ 地産地消促進、伝統食の見直し、農作業体験促進等により、市の農業を守り、国や県、他の自治体と協力しながら、環境保全に努める。
 - ・ 戦争及び核兵器廃絶を訴え、世界の恒久平和に貢献し、すべての核関連施設及び軍事施設の設置に反対する。

【考え方・解説】

- ・世界に誇れる自立したさいたま市をめざす。
- ・地方分権によって、国と対等の立場になり、市は、自己決定・自己責任が求められるようになる。
- ・グローバル化の時代であり、自由・健康・平和な市民生活が保障されるために、環境や食糧問題等の諸問題について、海外を含めた他の自治体との、対等で協力的な関係を築くことは、重要である。
- ・国際社会の一員として、世界で唯一の核被爆国である日本国民の一員として、世界の恒久平和を希求し、他国の文化や価値観を理解し、交流・協力・連携を促進していくことが重要である。
- ・自然豊かな環境と健康と平和を守るために、国の方針より、市民の意思を尊重する。

【内田委員・古屋委員から】

- ・核関連施設等に関する記述は、さいたま新都心で過去に放射性汚染の問題があったので、それを危惧したもので、
- ・「○自然豊かな環境…」の部分は、問題提起がしたくて、あえて記載した。例えば、辺野古や六ヶ所村の問題のように、住民の意思よりも国や企業の方が尊重されているように感じる状況もあるので、それよりも市民の意思が尊重されるということを目指して自治基本条例に盛り込みたいという思いから、一例として盛り込んだ。

【意見】

- ・「○自然豊かな環境…」の部分は具体的に記述されているが、核廃絶に反対するかどうかは自治の中で決めることであり、自治基本条例で規定する内容ではなく、市民の意思で決めるべきことであると思う。

(6)住民投票(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

●住民投票制度の設置

- ・市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を設置することができる。

○住民投票の方法

- ・市は、市民参加を進めるため、必要な条例を整備するものとする。

【考え方・解説】

- ・市政の重要な政策については、住民の意思を直接伺う。
- ・投票以前の、十分な審議が必要である。
- ・住民投票制度は、究極の自治と考える。

【参考】地方自治法

第5章 直接請求

第1節 条例の制定及び監査の請求

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、

その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
(以下略)

【内田委員・古屋委員からの発表】

- ・ 「○住民投票の方法」で、必要な条例を整備するものとしたのは、政策等への不都合が生じたような場合に住民投票を行うことを考えて記載した。
- ・ 住民投票は大きく分けて2種類ある。一つは現行の法律に基づくもの（地方自治法による直接請求）、もう一つは自治体が条例で実施するケース。かつては、案件毎に条例を制定することが主流だったが、住民が条例の制定を求めても、一度決定した事項の是非を問うものについては、首長や議会が拒むことが多い。
- ・ ただ、あらゆる案件を住民投票で解決しようとする、熟議がなされず、自治体のガバナンスが低下につながる。

【意見】

- ・ 市民からの意見の中で、住民投票は二元代表制を形骸化させるとか、議会に対する越権行為だという反対の意見が出ているが、住民投票は必要だと思う。
- ・ 市民が市議会議員を選んでも、議員活動の中で、どういう条例に賛成し、どういう条例に反対し、どういう活動をするということまで全部託したわけではないから、市民生活に関係する重要な問題については、市民の意見を聞くということはあるべきだと思う。
- ・ 個別の問題について、市民の意見を聞くべきところは聞くということはあるべきだと思う。ただ、住民投票に関する細かい事項は他の条例に委ねれば良く、自治基本条例では住民投票ができるとだけ規定すれば良いのではないか。
- ・ 住民投票については、どの案件を実施対象とするかとか、投票ができる人の条件、成立条件など細かい部分を条例で定めることになるが、自治基本条例でその大枠の方向性をどこまで定めるかという点は検討課題。
- ・ 問題は市長に対する拘束力。今の地方自治法では市長の専決事項については、それを拘束するようなことは住民投票ではできないことになっている。住民投票で決めたからといって市長が従わないと言えばそれまで。
- ・ 住民投票の結果については、自治基本条例の一般の書き方では、市長は住民投票の決定を「尊重するものとする」という書き方であり、「従わなければならない」ということは、地方自治法との関係で規定することができない。そこまでが精一杯の表現だが、でもそのような規定は必要と考える。

今後の進め方

(中津原部会長) 今日の話で、またそれぞれブラッシュアップして第2次案を出してほしい。次回以降は、残る小野田・栗原グループ、小林・細川グループ、伊藤・中津原グループの三つから、当面二つずつ検討を行うこととしたい。

3. 議会・行政部会との情報交換

(福島委員長) 両部会の進捗状況、進め方について情報交換を行う。市民部会からお願いします。

(中津原部会長(市民部会)) 意見交換を3回実施している。今後は自治会等との意見交換を予定しているが日程等は未定である。参加者によって意向が異なるため、意見交換の記録の公表方法について議論があり、まだ公開に至っていない。並行して、検討シートの作成を始めた。10人の委員を5グループに分け、各テーマを分担している。2つのグループから素案が上がり検討を開始した。11月半ばまでに全体を通して検討したい。

(福島委員長) 課題や論点があればお聞かせいただきたい。

(中津原部会長) 参加、協働をどう書き込むか、どこまで踏み込むかが課題である。スロガンにとどまらず、具体的な制度としてどう書き込めるかを検討している。

(富沢委員(市民部会)) また、条例ができた後の実効性をどう担保するかも課題である。

(福島委員長) では、議会・行政部会からもお願いします。

(歌川副部会長(議会・行政部会)) 以前にも報告したとおり、この部会では、検討シートの検討を行った上で各関係機関等との意見交換を行うというプロセスで進めている。

本日は、10月20日に行ったYEG及びJCとの意見交換についての振り返りを行った後、議会についての検討シート及び意見交換の方法について検討した。

大きな論点は、市民と議会の距離を縮めるような具体的な施策を条例に盛り込みたいが、それでは議会基本条例との上下関係に矛盾が生じるという点である。これを避けるために、自治基本条例では、議会基本条例を包含するような理念的な規定を置くか、または、議会基本条例の規定のうち特に重要な規定のみ重複させる、という方法も検討している。

11月15日には、議長を含む4名の議員との意見交換を予定しており、特に議会基本条例制定の経緯や具体的な議会改革の取組についてヒアリングを行う。

今後の予定は、11月2日、9日に行政をテーマにした検討及び意見交換の計画、15日に議会との意見交換、22日に市長との意見交換を行う。

(福島委員長) 両部会から意見があればどうぞ。

(中津原部会長) 議会基本条例の「第5章 市民の議会」が特に重要であるので、自治基本条例で強化できないか。

(福島委員長) 意見交換の場で、まずは説明を聞きたいところである。

(事務局) 議会との意見交換では、正副議長及び、議会改革推進特別委員会正副委員長が出席し、議会側から議会基本条例及び議会改革の取組について聞いた後、自治基本条例検討委員会からの質問、意見交換を行う流れを予定している。

議会・行政部会が主体となって、市民部会からは1~2名程度の出席で調整していただきたい。

議会全体の総意を聞くことは難しく、一議員としての回答となる場合もありうることを確認したい。

質問項目については、本日の議会・行政部会の資料1にたたき台があるが、来週の月曜日朝までに追加の質問を受け付ける。ただし、最終的な書面での質問内容については、議会側と事務局とで調整させて頂きたい。

議会との意見交換の前に、議会基本条例について読み込んでおいていただきたい。

(中津原部会長) 議会基本条例第26条「区行政との関係」という規定があるが、これについても具体的な動きはないのでは？

(事務局) まずは、議会の方から説明を聞くことにしたい。この規定に限らず、実際に話を聞いてから考える必要があると考えている。

(福島委員長) 「議会との意見交換」ではなく、議員個人の考えによる発言となる場合があることにも考慮してヒアリングしたい。

(富沢委員) 市民部会において、「協働」というテーマを検討している。「市民と議会との協働」という概念があり得るのか、そのような枠組みは必要なのか、この点をぜひ質問してほしい。

(中津原部会長) 議員立法の条例を市民と協働で策定・制定する、という形があり得るのではないか。

実際に議会に提案するのは議員か市長になるが、NPO法のように市民からの動きで制定した法律もある。これは通常の市民参加のレベルとは異なる「協働」であると言える。

(福島委員長) 「市民と議会との協働」についても意見交換の一つの論点としたい。

(中津原部会長) その他、住民投票についても議会と関わりが深いと考えるがどうか。

(事務局) 自治基本条例にどのように盛り込むか不明確である現段階では、議員も回答が難しいと考えている。

さきほど中津原部会長から説明があったが、意見交換の記録については、検討委員会内では共有しても構わないか？

(中津原部会長) 一部の参加者から意見があり公表できない状況となっている。部会内で確認してからにしたい。

参考までに、市民部会では、意見交換の記録は2種類作成している。ひとつは発言順に並べた議事要旨、もうひとつは検討委員会の委員が担当して、検討テーマごとに関連する意見を抜書きしたものである。後者は、検討シートの作成に役立っている。

その他

(栗原委員) 広報チームでは現在、広報チラシ第2号を作成している。「条例のコンセプト」をいかに分かりやすく、やわらかく伝えるかに重点を置く。運営委員会に案を示したあと、委員会でも提示したい。

また、第3号の原稿締め切りを11月中旬に予定している。両部会の一步踏み込んだ内容を掲載したいので、協力をお願いしたい。

以上